

迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 最終報告書の概要（案）

【1. 迷惑メールの現状】

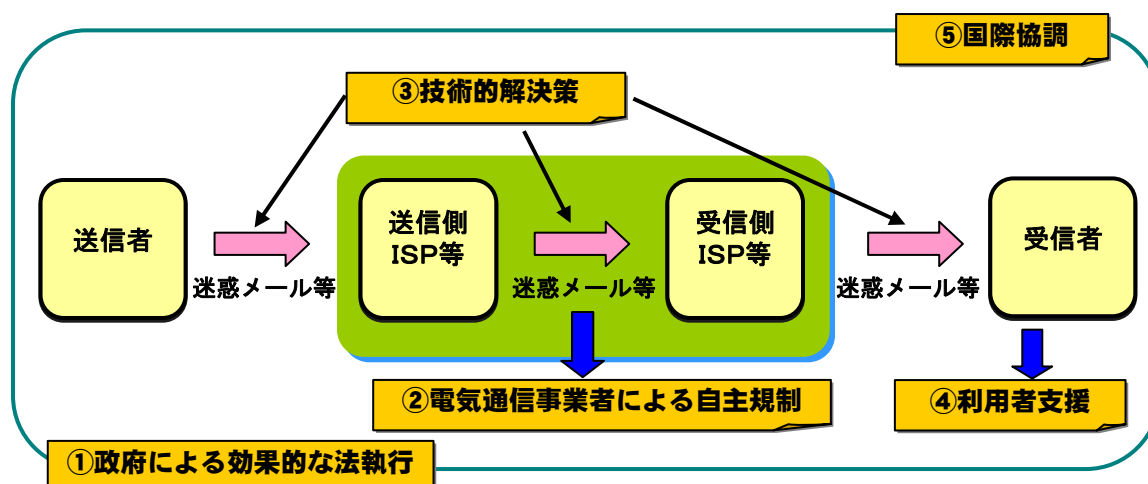
受信者の同意を得ず一方的に送信される広告・宣伝目的の電子メール（いわゆる迷惑メール）への対策については、平成14年7月に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（以下「特定電子メール法」という。）が施行されたところである。

この法律の執行や、電気通信事業者の自主的取組により、迷惑メールへの対応は一定の成果を上げてきたところであるが、近年、送信行為の巧妙化・悪質化等が進行するなど、未だ迷惑メール問題は解決していない。

【2. 対策の方向性】

迷惑メールを撲滅するためには、政府による法執行の強化のほか、事業者による自主規制、技術的解決策、利用者支援、国際協調といった多面的・総合的な対応策の検討が不可欠というのが世界の共通認識であり、本研究会においても、このような認識に基づき検討を行ってきた。

平成16年12月24日に発表した「中間とりまとめ」においては、特に法制度に係る論点についての方向性を示したところであるが、本報告書は、それ以降に検討してきた技術的解決策や利用者支援、国際協調に関する論点を含めた総合的な迷惑メール対策について、検討結果を取りまとめたものである。



【3. 各論点についての方向性】

個別論点に係る検討の方向性の概要は、次のとおりである。

(1) 政府による効果的な法執行

平成 17 年 5 月、「中間とりまとめ」を踏まえた特定電子メール法改正法が成立した。

改正法には、送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信する行為の直罰化や、特定電子メールの範囲の拡大などが盛り込まれており、携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号により送受信する「ショートメッセージサービス」(SMS)への対応についても、省令改正が予定されている。

改正法の効果的な執行のためには、迷惑メール相談センターの認知度の向上や情報の有効活用、経済産業省や警察庁等の関係省庁との連携強化、諸外国における迷惑メール対策との整合性の確保を図りつつ実施していくことが必要である。

(2) 電気通信事業者による自主規制

特定電子メール法に基づき電気通信事業者が役務提供を拒否することができる範囲については、法改正により拡大されたが、今後、具体的な事例を積み重ねていくことで、電気通信事業者が適切に拒否の是非を判断できるようにしていくことが重要である。

平成 17 年 2 月に開始された「迷惑メール追放支援プロジェクト」については、より実効性を高めるため、ISPからのヒアリング等を通じ具体的な運用方法について随時見直しを行うべきである。

(3) 技術的解決策

メールの発信元の情報を確認する「送信ドメイン認証技術」については、我が国でも一部ISPにおいて導入が始まり、その有効性や課題等について議論が活発になっているところであるが、世界各国での導入状況を踏まえつつ、他業界との連携も図りながら業界全体で取り組むべきである。

そのほか、自営で設置したメールサーバ等から直接外部に送信するメールを遮断する「25番ポートブロック」や、IPアドレスの信頼度の評価に応じてメールをフィルタリングする「レピュテーション」などの新たな技術的解決策や、受信者側で迷惑メールをブロック等する「フィルタリング」の高機能化・高精度化などについても今後の更なる進展や普及が期待される。

(4) 利用者支援

行政や電気通信事業者による取組のほか、電子メールの利用者の側において、フィルタリングサービスの活用などにより迷惑メールの受信を回避するための対策を講じることも重要である。

その際には、携帯電話やPCの電子メールが子供や中高年層を含めて広く利用されており、その送受信の仕組みを十分理解していない利用者も多い現状を踏まえ、フィルタリング機能の有効活用のために利用者の特性に応じたきめ細やかな対応を行うことや、電気通信事業者と消費者団体等が連携して一般利用者が理解しやすい内容での説明に努めることなどが有効である。

(5) 国際協調

迷惑メールは低コストで国境を越えて送信することが可能であり、対策の実施に当たっても国際的に協調して行うことが必要である。

その際には、最近中国及び韓国が世界有数の迷惑メール発信国となっており我が国に対しても送信されていること等を踏まえ、アジア地域の国々との一層の協調が必要である。また、世界最大級の迷惑メール送信国である米国をはじめとする欧米諸国との連携強化も不可欠である。

迷惑メール対策に関する国際協調は、政府のみならず、民間部門においても重要であり、官民がそれぞれのレベル、論点で議論を重ねるとともに、官民相互の連携を一層緊密にすることが求められる。

【4. 今後の展望】

前述の5つの方向性については、迷惑メールの問題は送信手法の変化等の動きが激しいため、いずれも対策を講じてそれで足りるというのではなく、今後とも不断の見直しが必要である。

総合的な迷惑メール対策の効果的な実施及び適切な見直しに向けては、それぞれの対策を実施する主体の相互連携、すなわち政府内での省庁間連携、諸外国政府との国際連携、民間部門における国内外の連携や官民間の連携を積極的に進めていく必要がある。